知っていますか？

自転車の違反に 青切符導入！

交通反則通告制度

令和8年4月1日から

※この資料で「法」とは、道路交通法をいいます。

取り締まりの対象年齢は **16歳以上!**

こんな違反は **反則金の対象に!!** ※一例を記載



自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）が適用に

（法第125条及び別表第2関係）

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書（いわゆる「青切符」）が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

反則金の額の一覧はこちら ▶

車道の右側通行



信号無視（赤色等）

反則金 6,000円

一時不停止



携帯電話の使用等（保持）

反則金 12,000円

遮断踏切立ち入り

反則金 7,000円



並進 **二人乗り**



反則金 3,000円

イヤホンの使用

無灯火





※必要な音が聞こえないなどの場合

反則金 5,000円

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています（14歳以上が対象）。

取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所で重点的に実施されます。



一般社団法人 埼玉県トラック協会　埼玉県・市町村

自転車安全利用五則

令和４年11月１日中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

自転車は車の仲間です。今後は交通反則通告制度も導入されて、取り締まりも強化されます。自分のため、周りの人のために、今まで以上にルールを守り、安全に努めることが大切です。

1 車道が原則、左側を通行

車道の通行ルール

歩道と車道の区別のある道路は車道を通行する



道路の中央から左側部分の左側端に寄って通行する

- 自転車専用レーン（普通自転車専用通行帯）があったら、そこを通行しなければなりません。
- 青い矢印（矢羽根マーク）があったら、そこを通行しましょう。



自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯を、自動車や原付バイクと同じ方向に通行しなければなりません。

※路側帯に歩行者がいるときは、一時停止しましょう。

歩道は例外、歩行者を優先

歩道の通行ルール



自転車は、車道通行が原則ですが、標識等で通行が認められていたり、車道や交通の状況から見てやむを得ない場合は例外的に歩道を通行することができます。

- 13歳未満の子供
- 70歳以上の高齢者
- 車道通行に支障がある身体障がい者

は例外として自転車で歩道通行ができます。

歩行者の通行を妨げそうなときは、一時停止する

歩道の中央から車道寄り部分を徐行する

※「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」があるときは、その部分を徐行



歩道が混んでいるときは、自転車を降りて押して歩きましょう!

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点の通行ルール

車道を通行しているとき、信号機がある交差点では車両用信号機に従う

■車両用信号機の基本的な意味

青
直進または、左折できます。

黄・赤
停止位置をこえて進行してはいけません。

「自転車横断帯」と「歩行者・自転車専用」の信号機がある場合は…



車道を通行する自転車も、この信号機に従って自転車横断帯を通行します。

左折するとき、車道を通行してきた場合は車両用の信号機に従い、後方の安全確認を確かめ、できる限り道路の左側端に寄って徐行する

歩道を通行してきた場合は歩行者用信号機に従い、横断歩道に歩行者がいるときは、自転車から降りて押して渡りましょう。
横断歩道は歩行者優先です。

信号機がある交差点を右折するときは、信号に従い、交差点の端に沿って、大回りに徐行する

①青信号で交差点の向こう側まで進み、
②その地点で一度止まって右に向きを変え、対面する前方の信号が青になってから進みます。

信号機がない交差点を右折するときは、交差点の端に沿って、大回りに徐行する



①十分速度を落として交差点の向こう側まで進んでから
②安全を確かめて曲がります。

「一時停止」の標識がある交差点では、一時停止をする



出会い頭の事故は死亡事故につながりやすいので、安全確認を必ず行いましょう!

3 夜間はライトを点灯

ドライバーや歩行者に自分の存在を知らせるためにも早め点灯が必要です。



※車輪の側面にリフレクター（反射材）をつけましょう。

4 飲酒運転は禁止

（酒気帯び運転の場合）
罰則 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

（酒酔い運転の場合）
罰則 5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

（法：第65条第1項違反）



5 ヘルメットを着用



着用はすべての利用者の努力義務!

自転車乗用中の事故で、ヘルメット非着用者は、着用者に比べて、約1.7倍も死亡・重傷の割合が高くなっています。

転倒や万が一の事故に備えてヘルメットを正しくかぶり、頭を守ろう!

不許複製／自然社